

二宮町空家等対策計画 概要版

第1章 計画の趣旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）」第6条に基づき、町が実施する空き家に関する対策について基本的な考え方を示すとともに、空家等対策を総合的かつ計画的に実施することを目的として本計画を策定します。

第2章 空家等対策計画の基本的指針

- 【基本理念】 空き家の問題を個人の問題ではなく、地域全体の問題と捉え、所有者等、地区住民や事業者等及び町が連携して対策に取り組んでいくことを、基本理念とします。
- 【位置付け】 空家法第6条に基づいて作成し、上位計画である二宮町総合計画及び都市計画マスタープランとの整合を図ります。
- 【対象地区】 町内全域
- 【対象空家】 空家法第2条第1項に規定する空家等のうち、一戸建て住宅（店舗等併用住宅も含む）を対象とします。
- 【計画期間】 5年間（平成30年度から平成34年度）

第3章 空き家の現状

【平成25年度住宅・土地統計調査の概要】

- ・全国の空き家数は820万戸、空き家率は13.5%と過去最高の数値となっています。
- ・町内の総住宅数・空き家数・空き家率の推移(図1)及び空き家の分類別内訳(図2)

図1 町内の総住宅数・空き家数・空き家率の推移

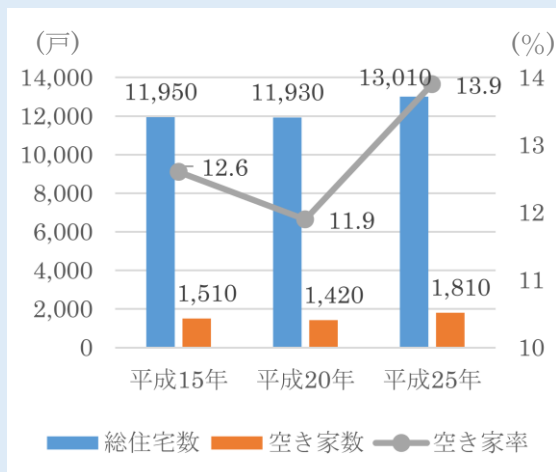
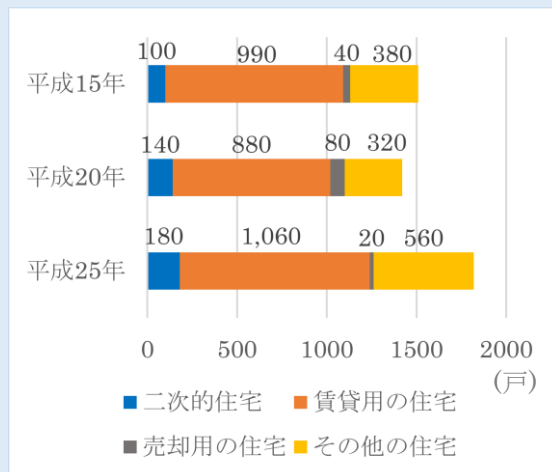


図2 空き家の分類別内訳



【平成27年度空き家実態調査の概要】

- ・町内に存在する空き家は254戸となっています(そのうち65戸は地区からの情報提供)。

第4章 空家等対策計画の取組内容

【空き家の実態把握に関する事項】

平成27年度に実施した空き家実態調査の情報を基本のデータベースとし、空き家の状況確認や情報の更新及び必要な対策を講じていきます。

具体的な取組方針

(1) 空き家化の予防

- ①所有者等への啓発（空き家化の予防の必要性を周知）
- ②高齢者への意識啓発（贈与や相続等による権利所在の明確化を促進）
- ③納税通知書を利用した啓発（固定資産税の納税者や納税管理人への意識啓発）
- ④助成制度の周知（既存住宅の良質化や長寿命化）

(2) 空き家の適正管理の促進

- ①関係団体等との協力体制による空き家相談窓口の設置
- ②空家法の活用による実態把握
（所有者等の把握、空き家の管理状況・地区住民への影響等の確認）
- ③地区による見守り体制

(3) 空き家の流通・利活用の促進

- ①空き家バンク制度の活用
- ②地域コミュニティ施設等としての活用
- ③空き家相談会及びセミナーの開催

【補助金・交付金制度等の活用検討】

国で実施している「空き家再生等推進事業」や「空き家対策総合支援事業」等、補助金制度の活用を検討します。

【空き家の除却】

活用が困難な空き家に対し、除却を促すことを検討します。その際、空き地の増加による別の問題が生じないように、土地の活用について所有者等に促す方法も検討します。

第5章 特定空家等に対する措置

空家法第2条第2項に定める特定空家等に対する措置に関し、「二宮町特定空家等判定基準（仮称）」の検討及び「特定空家等審査会（仮称）」の設置を行います。

また、特定空家等の認定は町長が行い、認定した空き家への措置として、空家法第14条の規定に基づき、助言・指導、勧告、命令及び行政代執行を講じるための手順の検討を行います。

第6章 空家等対策の連携体制

●空家等対策協議会の設置（空家法第7条）

空家法第7条に則し二宮町空家等対策協議会を設置し、本計画の変更や実施に関する協議等を行います。

●庁内関係部署との連携体制

ごみや樹木の繁茂、相続、土地や道路の権利等、多岐に渡る空き家問題に対応できるよう、庁内関係部署と連携をとり、空き家に関する相談窓口を設置する等、空き家問題の総合的な解決に努めます。

●外部団体等との連携体制

専門家団体との連携による、効果的な相談体制の構築を進めていきます。